

群馬県立尾瀬高等学校

いじめ防止基本方針

校訓

- 謙虚 自他を敬愛し、謙虚な気風を養う
- 克己 たくましい気魄と強い意志を養う
- 愛郷 郷土を愛する精神を養う
- 滔滔 滔滔と流れるがごとく、豊かな知性と創造性を養う



令和5年度
群馬県立尾瀬高等学校

群馬県立尾瀬高等学校

いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、群馬県立尾瀬高等学校（以下、本校とする）では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

初任者や学級担任をはじめ教職員一人一人がまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図っていく。また、本校の教育理念である「自然との共生」に基づいて活用することで、生徒が自然との関わりの中で自己と向き合い、よりよい学校生活を送ることのできる環境を築いていけるものとする。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校でも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって一過性ではなく、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関と連携し、速やかに組織的に対応することが重要である。

2 校内組織

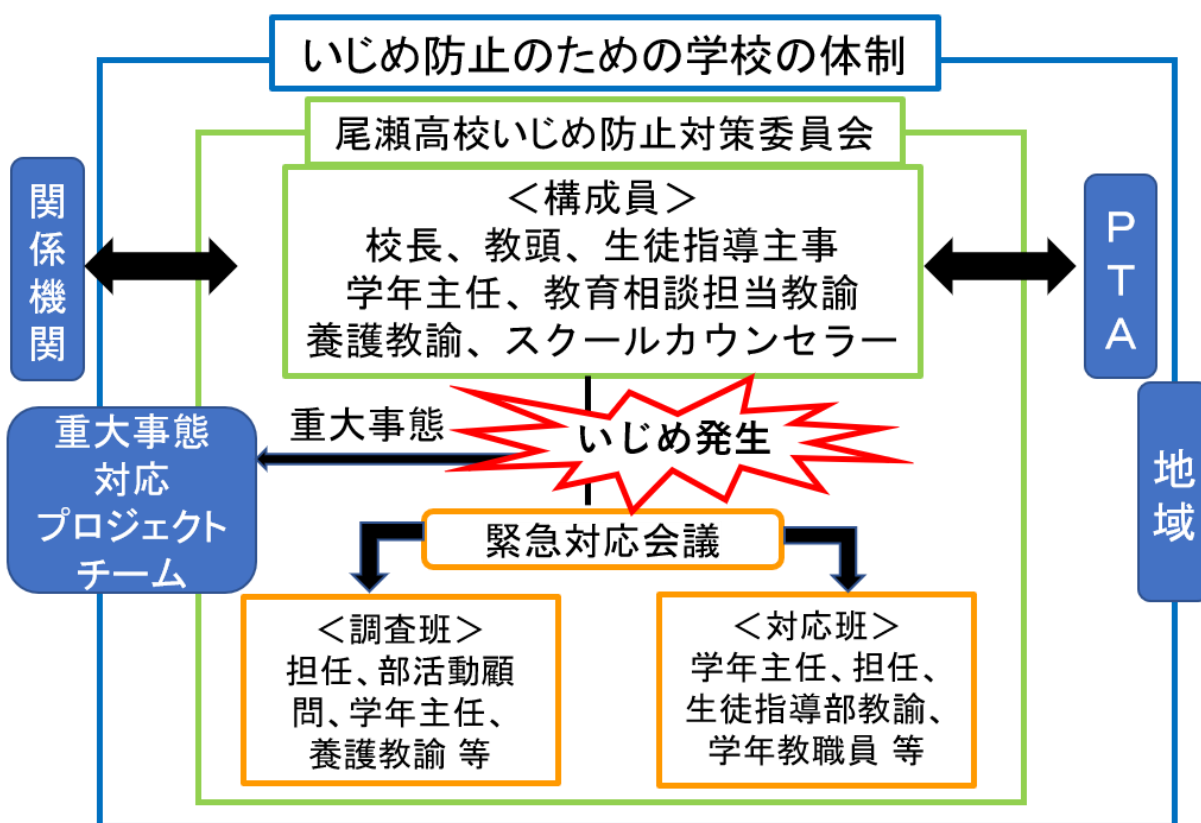
- (1) 本校は「尾瀬高校いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を組織的かつ実効的に行う。
- (2) 「尾瀬高校いじめ防止対策委員会」は、学校長を委員長とし、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当教諭を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーをメンバーとして設置する。なお、メンバーは個々の事案に応じ、担任や部活動顧問を加えるなど柔軟に対応する。
- (3) 「尾瀬高校いじめ防止対策委員会」は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

- ※ 定例の「尾瀬高校いじめ防止対策委員会」は、月に2回程度開催する。
- ※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
- ※ 重大事態が発生した場合は、「尾瀬高校いじめ防止対策委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成する。
- ※ 「尾瀬高校いじめ防止対策委員会」での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表《組織図》のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に関わる生徒への指導と具体的取組を行う。

《尾瀬高校いじめ防止対策委員会組織図》



4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署やスクールサポーターに相談し、連携して対応することが必要である。いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

(1) いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

ア 事実を迅速に伝える。

イ 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(2) いじめを行った生徒の保護者に対して事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

ア 事実を迅速に伝える。

イ いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(3) 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

※ 家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報取り扱いに十分留意し、適切に行う。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告すると共に、いじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

重大事態の定義

- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず迅速に対応する。）

※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 具体的な対応

発生事案について、「尾瀬高校いじめ防止対策委員会」において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- ・ 情報の収集と事実の整理・記録
- ・ 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- ・ 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・ P T A 役員及び同窓会等との連携
- ・ 関係生徒への指導
- ・ 関係保護者への対応
- ・ 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ・ 全校保護者への対応
- ・ マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- ・ 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- ・ 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ・ 取組みの見直し、改善策の検討・策定
- ・ 改善策の実施

7 その他留意事項

- (1) 特に配慮が必要な生徒については、生徒指導部教育相談係が中心となり情報共有を図り、適切な指導を行うものとする。
- (2) 悪ふざけなどがもとで生じた軽微な事態についても、生徒の受け止め方に十分配慮をし、いじめか否かを判断する。
- (3) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ア いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
 - イ いじめを受けた生徒が、いじめに係わる行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (4) 「尾瀬高校いじめ防止対策委員会」において、各種アンケートの結果やいじめの認知件数、不登校生徒の状況など、いじめ防止等に係る具体的な事案をもとに検証・評価を行い、次年度以降へ改善を図る。